

砺波市防災士連絡協議会規約

（目的）

第1条 本会は、砺波市内において「自助」「共助」「協働」の原則のもと、防災士としての活動及び技術研鑽並びに地域住民の防災に対する意識向上を支援することによって、災害救助活動及び地域安全活動の促進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、砺波市防災士連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

（組織）

第3条 本会の目的に賛同し、砺波市に在住する「日本防災士機構」により認定された防災士（以下「会員」という。）によって組織する。

（事業）

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）防災士としての活動と防災・減災技能研鑽に資する事業
- （2）防災士としてのスキルアップに資する講演会及び研修会の実施事業
- （3）市民への防災思想の普及活動及び訓練を通じた技術指導事業
- （4）防災士相互の交流及び情報の提供等の実施事業
- （5）その他本会の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第5条 本会に役員として会長1名、副会長4名、理事16名及び監事2名を置く。

（役員を選出）

第6条 役員は、総会で承認を得る。（細則参照）

（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員の任務）

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- （1）会長は、本会を代表し会務を総理する。
- （2）副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、会長が予め指名した順位によりその職務を代行する。

(3) 理事は、役員会に出席し、本会の運営について審議を行う。

(4) 監事は、本会の会計を監査する。

(アドバイザー)

第9条 会長は、必要に応じて役員会の承認を得て高い防災等の専門知識を有するアドバイザーを選任できる。

2 アドバイザーは会長及び役員会の求めに応じて、会の活動に対し助言、意見を述べることができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会、正副会長会議及び委員会とする。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集しその議長になる。

2 総会は、年1回開催する。

3 会長が必要と認めた場合、又は会員3分の1以上の要望があった場合は臨時総会を開催することができる。

(総会の成立)

第12条 総会は、会員2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を付議する。

- (1) 年間事業計画及び事業報告の承認
- (2) 規約の改廃の決定
- (3) 役員の承認
- (4) 会の解散に関する事項
- (5) その他役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集するものとし、次の事項を審議するものとする。

- (1) 事業計画の企画立案に関する事項
- (2) 事業報告の作成に関する事項
- (3) 規約及び諸規定等の制定又は改廃に関する事項
- (4) 総会等に付議する事項
- (5) その他必要な事項

(正副会長会議)

第 15 条 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。

2 正副会長会議に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 会の運営に関する事項
- (2) 役員会への付議事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(委員会)

第 16 条 本会の事業を分担して円滑に遂行するために第 4 条各号の事業別に委員会を設置する。

2 委員会は、委員長 1 名、副委員長若干名、委員若干名をもって構成し、委員長が招集する。

3 委員会の種類は、次のとおりとし、役員はいずれかの委員会に属するものとする。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 防災啓発委員会
- (4) 交流広報委員会

4 委員長は、本会の副会長の中から互選し、副委員長及び委員は委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を行う。

(経費)

第 17 条 本会の経費は、市助成金及び会員の負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 19 条 事務局は、会の議事を記録し、その他会務運営及び執行にあたるものとし、砺波市栄町 7 番 3 号 砺波市役所（総務課防災・危機管理班）内に置く。

(補足)

第 20 条 この規約に定めのない軽微な事項については、役員会でこれを定める。

2 この規約の施行に関し必要となる細則は、総会の委任決議を得て役員会が別に定める。

細 則

規約第 20 条第 2 項に基づき、この会の細則を次のように定める。

(役員選出に関する事項)

第1条 規約第6条の役員の選出に関する事項を次のとおり定める。

- (1) 役員は、砺波市地区自治振興会単位の各地区毎に1名選出する。
- (2) 役員を次の5ブロックに区分し、各ブロック毎に1名の代表を選出する。
 - ④ブロック：出町、五鹿屋、東野尻、鷹栖
 - ⑤ブロック：庄下、中野、南般若、柳瀬、太田
 - ⑥ブロック：若林、林、高波、油田
 - ⑦ブロック：般若、東般若、梅檀野、梅檀山
 - ⑧ブロック：東山見、青島、雄神、種田
- (3) 各ブロックの代表の中から、会長及び副会長を互選する。
- (4) 会長及び副会長選出の5地区以外の地区の役員16名は理事となる。
- (5) 監事は、会長、副会長及び理事以外の会員から2名を選出する。

附 則 1

- 1 この規約は、平成27年5月11日から施行する。
- 2 役員会は、この規約施行に関し必要がある場合には、細則を定めることができる。
- 3 役員会は、細則を定めたときは、次の総会に報告し、承認を得るものとする。

附 則 2

- 1 この規約は、平成28年5月9日から施行する。
- 2 平成28年度に限り、第18条の規定の適用については、同条中「4月1日」とあるのは、「5月9日」とする。

附 則 3

- 1 この規約は、平成29年4月24日から施行する。
- 2 平成29年度に限り、第18条の規定の適用については、同条中「4月1日」とあるのは、「4月24日」とする。

附 則 4

- 1 この規約は、平成31年4月23日から施行する。
- 2 平成31年度に限り、第18条の規定の適用については、同条中「4月1日」とあるのは、「4月23日」とする。